**Ｑ１、市内アパートにずっと住んでいましたが、令和4年５月に親世帯と同居をするために住１１１宅を新築しました。土地は親名義ですが、住宅は子世帯の名義です。対象になりますか？**

二世帯住宅奨励金　Ｑ＆Ａ

1. **住宅が子世帯の名義であれば対象になります。親世帯のみの名義の住宅の場合は対象になりません。【親・子共有で子世帯が主たる名義の場合(1/2以上)は対象】**

**Ｑ２、交付申請に期限はありますか？**

* 1. **住宅の取得日、転居した日のいずれか遅い日から6か月以内となります。申請期限を過ぎた場合は、交付できません。**

**Ｑ３、中古住宅を取得し、転居後1年後に市内業者でリフォームしました。対象になりますか？**

1. **住宅を購入した日から申請期限内に完了するリフォームが対象です。**

**申請期限である「住宅の取得日または転居した日のいずれか遅い日から6か月」を経過しているため、この場合は、対象となりません。**

**Ｑ４、対象期間に市内の仲介業者から二世帯住宅を取得しました。対象になりますか？**

1. **工事請負契約を市内業者で行った場合が対象となるので、仲介業者からの取得は対象に　なりません。**

**Ｑ５、親世帯は施設に入所しています。いずれ同居するので対象になりますか？**

**Ａ、　申請日において同居していなければ対象になりません。**

**Q６、奨励金の交付を受けた後、都合により2年後、親世帯と別居することになりました。**

1. **5年以内に別居した場合は、その居住期間に応じて、すでに交付を受けた奨励金の一部を返還していただくことになります。（ただし、死亡等の自然要因の場合は除く。）**

**Ｑ７、市内業者とは？**

**Ａ、　法人市民税における法人登録のある法人（古河市に納税義務のある業者）及び**

**市内に住所を有し、工事を行う個人。契約書等による書類審査のうえ判断します。**

**Ｑ８、“隣接地に居住”とは？**

**Ａ、　原則、同一敷地内に別棟を建築し、居住する場合を指します。**

**●その他　詳細については、下記へお問い合わせください。**

**問合せ先：古河市役所　シティプロモーション課**

**〒３０６－０２９１　古河市下大野２２４８番地　総和庁舎２階**

**電　　話：０２８０－９２－３１１１**

**受付時間：午前８時３０分から午後５時１５分まで**